

契約番号 1506300042

委託名 北茂安浄水場ろ過池洗浄排水渠清掃業務委託

特記仕様書

令和6年8月

佐賀東部水道企業団

目 次

第 1 章 業務概要

第 1 節	一般事項	．．．	P 3
第 2 節	特記事項	．．．	P 6

第1節 一般事項

1. 概要

本業務委託は、北茂安浄水場ろ過池洗浄排水渠において、堆積するアンスラサイトやろ過砂等の除去及び清掃の業務を委託するものである。

2. 工期

本工事の工期は、以下の通り。

令和6年契約日～令和7年1月31日とする。

3. 業務委託場所

三養基郡みやき町大字江口地内（北茂安浄水場）

4. 施設概要

北茂安浄水場ろ過池洗浄排水渠

施設概要 $42.8\text{m} \times 7.5\text{m} = 321\text{m}^2$

5. 規格・基準・法令等の準拠

請負者は、仕様書に記載した事項のほか下記の関係法令に従い、誠実に完全な施工をすること。

- (1) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (2) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (3) 日本水道協会規格（JWWA）
- (4) 労働基準法
- (5) 労働安全衛生規則
- (6) 公害防止関係諸法令（騒音規正法、都道府県条例）
- (7) クレーン等安全規則
- (8) 経済産業省 電気設備技術基準
- (9) 日本電気協会内線規定
- (10) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- (11) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (12) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (13) 消防法
- (14) 建築物衛生法

6. 業務の中止

計画の変更、業務中の検査、関連工事との取り合い、あるいは請負者が監督員の指示に従わないとき、または請負者に業務遂行能力がないと認めた場合、この工事の一部または全部について工事の中止を命ずることができる。この行為が請負者の責に基づく場合は、監督員はその責を負わない。

監督員は必要である場合、設計変更を行う。ただし、軽微な変更については協議の上決定する。

7. 申請及び手続き

請負者は法令で定められた関係諸官公庁への報告・届出・許可申請等の手続き一切を代行するものとする。この際、官公庁より所定の指示があった場合は速やかに監督員に報告の上、承認を得てから実施すること。これらに要する費用は、すべて本工事に含まれるものとする。

8. 施工管理

業務に先立ち請負者は、発注者の定める様式により、指定期日までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 請負者は、契約後、監督員指定日以内に必要な手続きを履行するとともに次の書類を提出し監督員の承認を得ること。
 - 1) 作業計画書
 - 2) 現場代理人届
 - 3) 工程表
- (2) 資格を必要とする作業は、それぞれ有資格者で施工しなければならない。
- (3) 請負者は工事の施工にあたって付近の居住者に迷惑のかからぬよう公害の防止に努めなければならない。
- (4) 現場代理人は工事中、監督員の監督を受け施工管理、材料、機器の保管ならびに現場作業員の保安面や取締りに専念すること。また万一事故等発生時の処理にあたっては即決権を有すること。
- (5) 一旦、承認された現場代理人および現場作業員といえども監督員が不相当と認めた場合、請負者は直ちに適任者と交替させるものとする。
- (6) 請負者は、施工にあたって関連業者との連絡を密にし、業務の進捗を図るとともに、業務限界部分については相互に協力し、全体としては欠陥のない施工とすること。
- (7) 業務現場には、見やすい場所に工事件名・工事箇所・工事期間・請負者名の名称等を記載した標識を設置しなければならない。
- (8) 撤去する機器・器材の処理方法について、監督員の指示により処理すること。

9. 仮設物

- (1) この業務に必要な仮設物(詰所、機材置場、工作物、便所等)はすべて請負者の責任において準備する。
- (2) 場内に仮設物を設ける場合、監督員の許可を受け、指示に従い処置をすること。
- (3) この業務に関する電気、用水、電話の各設備は、原則として請負者で用意し、料金を含めて自ら負担するものとする。

10. 検査

検査は、監督員立会のもとで次の種類とするが、これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

(1) 施工検査

特記仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した箇所など、工事段階の区切等には監督員の検査を受けなければ次の作業を進めてはならない。

(2) 竣工検査

工事完了にあたっては、監督員立会の上で関係官公庁の検査、竣工検査を行い、検査合格をもって受け渡し完了とする。

11. 建物、道路等の損傷に対する補修

業務において、建物、道路等を損傷した場合、監督員の指示に従い、完全に修理するものとする。

12. 保菌検査

浄水場に正規入門しようとする請負者は、医療機関等において、水道法（昭和32年法律第177号）第21条に定める消化器系伝染病病原体（赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌）の保菌検査を行い、その医療機関等の発行する検便検査成績書を監督員に提出しなければならない。

また、保菌検査は概ね6ヶ月毎に診断結果を提出するものとする。

なお、監督員は消化器系伝染病が発生し、または発生の恐れがある場合、入門者に臨時に保菌検査を命じることができる。

第2節 特記事項

2-1. 種類

堆積物 アンスラサイト、砂

2-2. 清掃場所

北茂安浄水場ろ過池排水渠

施設概要	面積	$42.8\text{m} \times 7.5\text{m} = 321\text{m}^2$
	堆積厚	平均 0.28m
	堆積量	$321\text{m}^2 \times 0.28\text{m} \div 90\text{m}^3$

2-3. 業務内容

1) 立会

乙は作業着手前にろ材堆積状況確認のため甲の立会を受けるものとし、完了後においても同様とする。

2) 工程管理

清掃業務を行う際は監督員の指示により一週間以内に着手すること。また、乙は次の工程写真を甲に提出する。

[工程写真管理]

- ① 作業着工前（ろ材の堆積状況などが確認できるものとする）
- ② 清掃作業中
- ③ 作業完了
- ④ 安全管理

※その他、監督員が指示するもの

3) 作業内容

強力吸引車及び高圧洗浄車を使用して、洗浄排水渠内の堆積物を吸引除去し、排水渠内の清掃も行う。

吸引した堆積物は適切に産廃処理を行うこと。

なお、清掃作業時に配管の目詰まりなどの支障をきたした場合には、バルブ類の操作を行い自ら改善作業を行うこと。